



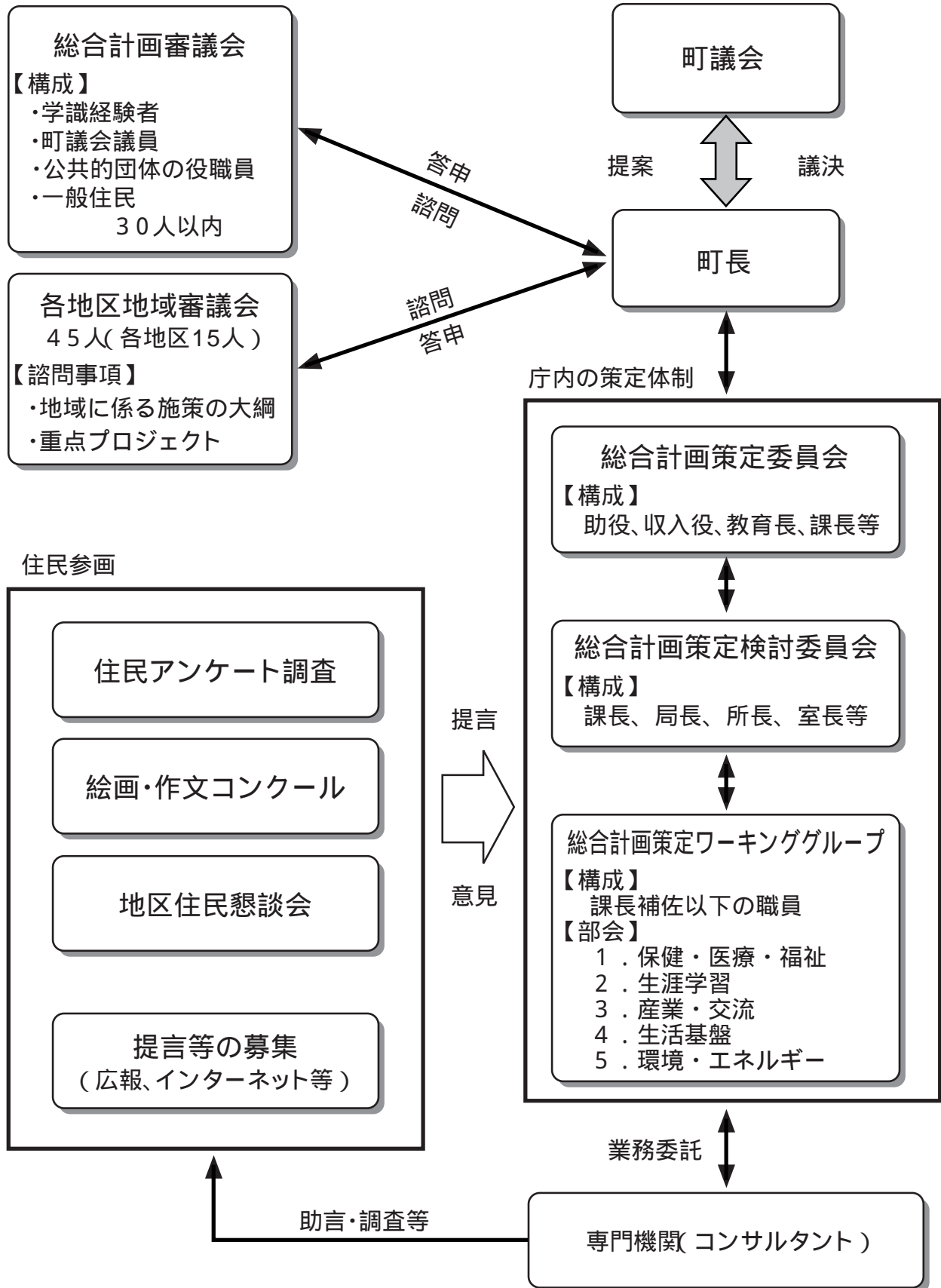
加美町総合計画

資料編





# 1 加美町総合計画の策定体制





## 2 加美町総合計画策定の主な経過

### 1. 加美町議会

- 平成 17 年 2 月 14 日 議会全委員協議会にて基本構想、基本計画の概要の説明  
 平成 17 年 2 月 22 日 平成 17 年第 1 回定例会において「議案第 13 号加美町基本構想の策定について」を原案のとおり可決

### 2. 総合計画審議会

- 平成 16 年 6 月 28 日 第 1 回 委嘱状交付、諮問及び策定に関する概要の説明  
 平成 16 年 10 月 16 日 第 2 回 経過説明と将来フレームについて  
 平成 16 年 11 月 22 日 第 3 回 基本計画（素案）について  
 平成 16 年 12 月 22 日 第 4 回 基本構想（素案）について  
 平成 17 年 1 月 28 日 第 5 回 基本構想（案）、基本計画（案）について  
 平成 17 年 2 月 1 日 答申（基本構想、基本計画）

### 3. 地域審議会

- 平成 16 年 7 月 20 日～22 日 第 1 回 3 地区の審議会に基本構想について諮問  
 平成 16 年 8 月 24 日 第 2 回 諮問内容についての審議  
 ～9 月 2 日  
 平成 16 年 10 月 14 日～26 日 第 3 回 諮問内容についての審議  
 平成 16 年 12 月 8 日～10 日 第 4 回 答申案の審議  
 平成 16 年 12 月 13 日 3 地区会長、副会長より答申

### 4. 住民参画

#### 住民アンケート

7 月 30 日配布、8 月 20 日回収  
 調査対象数 7,893（全世帯対象） 回答数 5,331（回答率 67.5%）

#### 町政懇談会

平成 16 年 11 月 24 日～12 月 13 日 小学校区を対象として 10ヶ所  
 参加者数：延 313 名

#### 絵画作文募集

小中学生対象とし、「未来の加美町」のテーマに 8 月 30 日を期限に募集  
 応募総数 57 点 絵画 9 点（小学校 9 点）  
 作文 48 点（小学校 2 点、中学校 46 点）  
 表彰式：平成 16 年 11 月 22 日 宮崎支所  
 広報 1 月号で、入賞者氏名及び最優秀作品紹介

#### 広報かみまちに掲載

8 月号 総合計画審議会設置  
 11 月号 アンケート中間報告、町政懇談会の日程について  
 1 月号 将来像の案、絵画作文コンクールの結果と最優秀作品の紹介

## ホームページの開設

加美町のホームページ上に総合計画策定関係について掲載

審議会資料等について掲載

意見提言募集のアドレス開設（H16.12.22）

## 5. 庁内組織

## 職員研修会の開催

平成 16 年 9 月 9 日 矢内 諭、結城登美雄両氏を講師に、職員の勉強会を開催

平成 17 年 3 月 22 日 結城登美雄氏を講師に、職員の勉強会を開催

## 策定委員会

平成 16 年 7 月 1 日 委嘱状交付

平成 17 年 1 月 14 日 基本構想案、基本計画案について

## 検討委員会

平成 16 年 7 月 1 日 課長会議にて委嘱状交付

平成 16 年 10 月 8 日 アンケート結果、将来フレーム等について意見募集

平成 16 年 11 月 1 日 基本計画第 1 次案（各課長等）

平成 16 年 12 月 9 日 基本計画第 2 次案、基本構想の検討

## ワーキンググループ部会

保健・医療・福祉、生活基盤、産業・交流、生涯学習、環境・エネルギー

平成 16 年 7 月 14 日 委嘱状交付と策定に関する概要の説明

第 1 回部会開催（部会長等選任と部会開催について）

平成 16 年 7 月 29 日 第 2 回部会開催

～ 8 月 3 日 （現状と課題について）

平成 16 年 8 月 25 日 第 3 回部会開催

～ 27 日 （現状と課題について、主な事業について）

平成 16 年 8 月 9 日 第 4 回部会開催

～ 14 日 （現状と課題について、主な事業について）

平成 16 年 9 月 29 日 第 5 回部会開催

～ 10 月 1 日 （基本計画素案について）

平成 16 年 10 月 25 日 第 6 回部会開催

～ 10 月 28 日 （基本計画素案について）



# 3 加美町総合計画審議会条例

平成 16 年 3 月 12 日  
条例第 4 号

## 設置

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、加美町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## （所掌事務）

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町総合計画並びに町長が必要と認める地域開発に関する重要事項について調査及び審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し町長に意見を述べることができる。

## （組織等）

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

盧 学識経験を有する者

邊 町議会議員

藪 公共的団体の役員又は職員

盼 一般住民

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

## 会長及び副会長

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## 会議

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

## 部会

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは部会を設け、特定事項の調査及び審議を付託することができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を統括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

## 庶務

第 7 条 審議会の庶務は、企画財政課において所掌する。

## （委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 加美町総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 職	備 考
第3条第2項第1号 学識経験を有するもの	矢 内 諭	東北工業大学教授	
	結 城 登 美 雄	民俗研究家	
	(伊藤善一郎 高橋祐一	加美町教育委員長	)内は 第2回目まで
	兔 原 伸 一	加美町農業委員会会長	会副長
第3条第2項第2号 町議会議員	米 木 正 二	加美町議会議長	会 長
	一 條 光	総務常任委員長	
	近 藤 義 次	文教民生常任委員長	
	米 澤 秋 男	産業経済常任委員長	
	渡 辺 秀 一	建設常任委員長	
第3条第2項第3号 公共的団体の 役員又は職員	板 垣 哲 男	加美町文化協会長	
	伊 藤 隆 之	加美よつば農業協同組合長	
	氏 家 善 栄	加美町区長会長	
	工 藤 清 悦	加美町体育協会長	
	佐 藤 宗 一	加美町社会福祉協議会副会長	
	高 橋 貞 夫	加美地区交通安全協会長	
	中 川 祐 輔	加美郡医師会長	
	松 本 登 美 子	加美町婦人会長	
森 益 朗	加美商工会長		
第3条第2項第4号 一 般 住 民	我 孫 子 武 二	中新田・田川	
	加 藤 重 子	小野田・味ヶ袋	
	加 藤 好 昭	宮崎・袋	
	鎌 田 和 子	宮崎・下小路二	
	斉 藤 明	小野田・東上野目	
	佐 藤 圭 介	小野田・雷	
	渋谷文枝	(小野田・中嶋)	
	高 橋 伸 幸	中新田・西町	
	高 橋 良	宮崎・米泉	
	但 木 紀	中新田・下新田上	
	千 葉 房 子	中新田・四日市場宿	
吉 田 仁 子	中新田・十日市		



# 4 加美町総合計画策定委員会等設置要綱

平成 16 年 5 月 18 日  
告 示 第 15 号

## 目的及び設置

第 1 条 加美町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、調査検討及び全庁的な合意形成を図ることを目的として、加美町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）加美町総合計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び加美町総合計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第 2 条 策定委員会は、総合計画の策定に関する事務を行う。

2 検討委員会は、総合計画の策定に関し必要な事項について調査・検討を行う。

3 ワーキンググループは、総合計画の策定に関し必要な事項について調査・研究し、総合計画の素案を作成する。

### （組織等）

第 3 条 策定委員会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 検討委員会は、別表 2 に掲げる職にある者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、検討委員会委員以外の職員から募集する。

4 ワーキンググループに、次の専門部会を置くこととする。

盧 保健・医療・福祉部会

邊 生涯学習部会

蘆 産業・交流部会

盼 生活基盤部会

眈 環境・エネルギー部会

### （委員長等）

第 4 条 策定委員会及び検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 策定委員会の委員長は助役、副委員長は収入役の職にある者をもって、これにあてる。

3 検討委員会の委員長は総務課長、副委員長は町民課長の職にある者をもって、これにあてる。

4 ワーキンググループの各部会に、部会長及び副部会長を置くものとし、部会員の互選により定める。

### 会議

第 5 条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 検討委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 ワーキンググループは、部会長が招集し、議長となる。

### （事務局）

第 6 条 策定委員会及び検討委員会、ワーキンググループの事務局は企画財政課に置く。

### （委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、策定委員会に諮って決定する。

## 附 則

この告示は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

## 加美町総合計画策定委員会委員名簿

平成 16 年 12 月

	職 名	氏 名	摘 要
1	助 役	清 野 健 一	委員長
2	収 入 役	堀 川 勇 逸	副委員長
3	教 育 長	伊 藤 善 一 郎	
4	総 務 課 長	森 田 善 孝	
5	町 民 課 長	三 嶋 秀 二 郎	
6	税 務 課 長	伊 藤 東	
7	農 林 課 長	早 坂 宏 也	
8	商 工 観 光 課 長	古 内 公 雄	
9	建 設 課 長	板 垣 政 義	
10	保 健 福 祉 課 長	今 野 正 晴	
11	上 下 水 道 課 長	二 瓶 悟	
12	小 野 田 支 所 長	小 松 信 一	
13	宮 崎 支 所 長	岩 淵 浩 弥	
14	教 育 総 務 課	鈴 木 啓 三	
15	生 涯 学 習 課 長	星 秀 吾	

## 加美町総合計画検討委員会委員名簿

平成 16 年 12 月

	職 名	氏 名	摘 要		職 名	氏 名	摘 要
1	総務課長	森田善孝	委員長	24	中新田保育所長	高橋貞雄	
2	町民課長	三嶋秀二郎	副委員長	25	広原保育所長	畠山恭	
3	税務課長	伊藤東		26	鳴瀬保育所長	浅野和男	
4	農林課長	早坂宏也		27	小野田東保育所長兼鹿原保育所長	畠山和幸	
5	商工観光課長	古内公雄		28	小野田西保育所長	高嶋榮子	
6	建設課長	板垣政義		29	宮崎保育所長兼宮崎幼稚園長	板垣治夫	
7	保健福祉課長	今野正晴		30	中新田児童館長	千葉國雄	
8	上下水道課長	二瓶悟		31	母子生活支援センター所長	本田昭憲	
9	小野田支所長	小松信一		32	小野田幼稚園長兼西小野田幼稚園長	工藤喜三	
10	宮崎支所長	岩淵浩弥		33	賀美石幼稚園長	竹中直昭	
11	教育総務課	鈴木啓三		34	中新田公民館長	二瓶宏男	
12	生涯学習課長兼中新田文化会館長兼東北陶磁文化館長兼縄文芸術館長	星秀吾		35	広原地区公民館長	猪又健	
13	会計課長	外山篤可		36	鳴瀬地区公民館長	阿部謙一	
14	議会事務局長	澤口信		37	小野田公民館長兼文化会館長	三浦庄一郎	
15	農業委員会事務局長	川熊忠男		38	西小野田地区公民館長	齋藤吉男	
16	小野田支所長兼住民生活課長	高橋徳子		39	宮崎公民館長兼旭地区公民館長	板垣進	
17	小野田支所産業建設課兼小野田農業振興対策室長	大累達馬		40	賀美石地区公民館長	板垣干代子	
18	宮崎支所長兼住民生活課長	庄司さとみ		41	中新田体育館長	三浦又英	
19	宮崎支所産業建設課長兼宮崎農業振興対策室長	猪股忠一		42	小野田体育館兼小野田コミュニティセンター長	澁谷富士雄	
20	やくらい高原温泉保養センター所長	早坂忠幸		43	中新田図書館長	伊藤洋逸	
21	中新田福祉センター所長	諸岡敏裕		44	小野田図書館長	吉岡善太郎	
22	小野田福祉センター所長	青木勇		45	中新田交流センター所長	猪股雄一	
23	宮崎福祉センター所長	柳川文俊		46	陶芸の里入ボーツ公園所長	佐竹久一	

## 加美町総合計画策定ワーキンググループ委員名簿

部 会	氏 名	職 名	所 属	備 考
保健・医療・福祉部会	早坂律子	副参事兼健康推進係長	保健福祉課	副部長
	佐々木博美	保健師	保健福祉課	
	青木真郷	主 事	保健福祉課	
	板垣一己	副 参 事	中新田福祉センター	
	早坂倫子	保健師	小野田福祉センター	
	鎌田良一	次 長	宮崎福祉センター	部長
	鈴木尚子	主 幹	宮崎福祉センター	
生涯学習部会	鈴木秀明	主幹兼広報広聴係長	企画財政課	
	浅野仁	主 査	税務課	
	川熊裕二	主 査	教育総務課	
	阿部正志	主 事	教育総務課	
	今野和行	課長補佐兼体育振興係長	生涯学習課	部長
	鈴木啓悦	主幹兼社会教育係長	生涯学習課	副部長
	一條英隆	主 事	西小野田地区公民館	
	清水忠行	副 館 長	中新田文化会館	
	伊藤徳幸	社会教育主事	陶芸の里スポーツ公園	
産業・交流部会	細谷平信	課長補佐兼農政係長	農 林 課	部長
	鎌田より子	副 参 事	農 林 課	
	岡崎秀俊	主幹兼観光物産係長兼野外趣味活動施設副所長兼大滝農村公園副所長	商工観光課	
	村山昭博	技 師	建 設 課	
	菅原ふじ	副参事兼主任栄養士	保健福祉課	副部長
	鎌田征	主 査	農業委員会事務局	
	今野歓大	主事兼産業建設課主事	小野田支所住民生活課	

部 会	氏 名	職 名	所 属	備 考
生活基盤部会	和 田 幸 蔵	主 幹	総 務 課	副部会長
	小 山 義 則	主 事	町 民 課	
	熊 谷 和 寿	主幹兼公園道路維持係長	建 設 課	副部会長
	長 田 裕 之	主 査	建 設 課	
	田 中 壽 巳	課長補佐兼建設係長	上 下 水 道 課	部会長
	長 沼 哲	課長補佐兼施設管理係長	上 下 水 道 課	
	武 田 明 美	主 事	宮崎支所住民生活課	
	庄 司 一 彦	主 査	宮崎支所産業建設課	
環境・エネルギー部会	斎 藤 純	主 査	総 務 課	
	永 浜 文 義	主幹兼生活環境係主査	町 民 課	
	佐 々 木 実	主 査	税 務 課	副部会長
	鎌 田 房 美	主 査	森 林 整 備 対 策 室	
	高 橋 啓	課 長 補 佐	商 工 観 光 課	部会長
	清 水 幸 恵	主 事	商 工 観 光 課	
	伊 藤 一 衛	主 事	議 会 事 務 局	
	早 坂 伸 家	主 事	小野田支所産業建設課	

事 務 局	企画財政課長	早 坂 仁
	課 長 補 佐	今 野 幸 伸
	企 画 係 長	佐 藤 敬
	統 計 係 長	荒 木 澄 子
	主 査	猪 股 繁
	主 事	尾 形 一 浩



## 5 用語解説

### 【あ】

#### < I T : Information Technology >

情報技術。情報通信に関する技術の総称。

#### < アクセス >

近づくこと、接近方法などを指します。実距離の遠近より、時間距離の長短やそれにともなう利便性の良し悪しの判断として利用されます。

#### < 居久根 (いぐね) >

強風や寒さを防ぐための屋敷林を居久根(「居久根」～居は住居、久根は仕切り、境界を意味するとされています。)といいます。居久根は、厳しい季節風や吹き付ける雪、太陽の日差しなどから家を守るほか、用材、燃料、食料など生活に密着した資源もここから得ることが出来ました。さらに土に栄養を与える働きや表土の流出を防いだり、いざという時の防火、コミュニケーションの場などさまざまな役割を果たしながら、人々の暮らしを長い間支えてきました。自然の豊かさをとりいれ、共生してきた先人の知恵です。

#### < e- ジャパン >

e- ジャパン戦略は、日本型 IT 社会の実現に向けて、アメリカを上回る高速インターネット大国にすることを目標に、2005 年までに世界最先端の IT 国家をめざし、2000 年 11 月に IT 基本戦略に基づき推進されている日本政府の電子化計画のことをいいます。2003 年 8 月に e- ジャパン重点計画 2003 が発表され、約 3 年間の取り組みによる基盤整備等の成果をふまえて目標の見直しが行われ、新たに利活用の目標が追加されています。

- ・超高速インターネット網への集中投資によるインフラの整備
- ・電子商取引の実現を阻む規制の撤廃と知的財産権などに関する新しいルールの整備
- ・電子政府の推進
- ・IT 技術者等の人材育成
- ・情報セキュリティーの構築

#### < インストラクター : instructor >

〔会社・工場などで〕社員や作業員などを指導・訓練する人。〔スポーツ界・芸能界などで〕技術を指導する人。〔通信教育などの〕指導員。

#### < N P O : Nonprofit Organization >

N P O とは、Nonprofit Organization の略で、様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織であり、通常民間非営利組織と呼ばれます。株式会社など営利企業とは違って、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配することが制度的にまたは事実上できないような組織のことを意味します。N P O には、多種多様なものがあり、学校、病院、老人ホームなどを経営する事業型 N P O、そうした活動に資金を提供する助成財団、環境問題や社会問題への取り組み、国際援助・交流を行う市民団体などが含まれます。

#### < O A 化 : Office Automation >

オフィスオートメーション。情報処理システム(コピー機や FAX、コンピュータ等)による事務活動の統合化・効率化。

#### < オゾン層 >

オゾンは、酸素原子 3 個からなる化学作用の強い気体で、成層圏(10 ~ 50km 上空)に多く存在し、このオゾンの多い層をオゾン層といいます。オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。

#### < 汚泥処理 >

家庭から出された生活排水や有害物質を取り除いた工場廃水は、下水管を通して下水処理場に運ばれます。処理場では、微生物によって「汚れ」を分解し、かたまりをつくって沈みやすくさせてきれいな水と分離し、このときに沈んだ汚れのかたまりが「下水汚泥」です。発生した下水汚泥は、埋め立て処分されたり、有効利用されたりしますが、産業廃棄物として埋め立てるしかない下水汚泥も、工夫次第で様々なモノに生まれ変わります。

### 【か】

#### < 外国語指導助手 : Assistant Language Teacher >

教育委員会等に配属され、公立小中学校において外国語授業の補助を行う講師。

#### < 介護療養型医療施設 >

介護サービスを受けられる医療機関であり、この施

設は以下の3つに分けることができます。

- ・療養型病床群：生活の場としての設備が充実しており、介護職員の数も多い。
- ・介護力強化病院：1と似ているが、治療が主体となっている。
- ・老人性認知症疾患療養病棟：精神科病棟で徘徊や問題行動がみられる認知症高齢者向けの病棟のこと。ここでは主に、専門家による精神療法を受けることができる。

#### < 介護サービス >

平成12年に利用者によるサービスの選択が可能となる介護保険制度が実施され、認定者に対する介護をいいます。介護保険制度により利用者が受けられるサービスは、居宅介護サービスと施設介護サービスとに大別されます。

#### < 介護老人福祉施設 >

「特別養護老人ホーム」がこれにあたり、常に介護を必要とする要介護度1以上の高齢者が入所する施設で、居宅での生活が困難な方を施設にお迎えし、入浴や排泄、食事等の介護、その他日常生活に必要なお世話と機能訓練などのサービスを提供します。

#### < カウンセリング : counseling >

学校生活・社会生活の中で、悩みを持つ人に対し、それを解決するための助言を与えること。〔その任に当たる人は「カウンセラー」〕

#### < 学童保育 >

共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後（学校休業日は一日）の生活を守る施設が学童保育です。学童保育に子どもたちが入所して安心して生活を送ることができることによって、親も仕事を続けられます。学童保育には親の働く権利と家族の生活を守るという役割もあります。

#### < 家庭雑排水 >

住宅等の厨房、洗たく又は入浴の施設から排出される排水をいいます。

#### < 合併処理浄化槽 >

合併処理浄化槽とは、台所やお風呂の家庭雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽のことです。

し尿だけを処理する「単独処理浄化槽」は、生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を未処理のまま放流するため、河川等へ流れ出す水質汚濁の量が合併処理浄化槽の8倍にも上がります。

#### < カリキュラム : curriculum >

教育課程。学校教育（生涯学習）の内容・計画を組織的に展開したものです。

#### < 環境 ISO : International Standardization for Organization >

ISOとは「国際標準化機構」。世界のいろいろな規格（工業分野の単位、用語、規格等）を万国共通になるよう標準化し、各国間の技術交流を促進することを目的とする国際機関です。環境分野に関するISOは14000シリーズで構成され、その内ISO14001が環境マネジメントシステムの仕様についての規格で、これが審査の対象となります。環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した組織運営を行なうための仕組みであり、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、点検して（Check）、見直す（Action）、というサイクルを継続的に改善するシステムです。点検の結果を次の計画立案に活かすActionの部分がこれまでの環境関連計画と異なります。

#### < 感染症 >

旧伝染病予防法に代わる平成11年4月1日より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる「感染症新法」により、従来の法定伝染病、指定伝染病という分類がなくなり、1から4類、新たに流行発見される感染性疾患に対処するために新感染症の分類される病気です。1類、新感染症が感染力、危険性が最も高く、2類、3類、4類と少しずつ弱くなっていきますが、保健所への届出等は感染力、危険性には関係なく必要となっています。

- ・1類感染症：エボラ出血熱、マールブルク病、ペストなどが、これに分類されています。感染力がとて強く感染した場合には、危険な状態になるものです。原則入院となります。
- ・2類感染症：コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、パラチフス、腸チフスなどが、この2類感染症に分類されています。危険性の高い感染症と理解してください。
- ・3類感染症：腸管出血性大腸菌感染症がこの3類感染症に分類されています。感染した場合の危険性は高くないが特定の職業への就業制限、消毒等

の措置がとられます。

- ・ 4 類感染症：インフルエンザ、炭疽、発疹チフス、乳児ポツリヌス症など（とても多くの感染症がこの 4 類にあります。）がこの 4 類感染症に分類されています。発生状況、流行を把握するもので、結果を国民に公表し発生、拡大を防止する為の分類、感染症です。
- ・ 指定感染症：既知の感染症の中で、1～3 類に分類されない感染症で、1～3 類に準じた対応が必要な感染症です。
- ・ 新感染症：人から人に伝染する疾患で、既知の感染症と症状等が明らかに違うもので、危険性の高い感染症です。

#### < クリーンエネルギー >

エネルギーの中で、二酸化炭素や窒素酸化物を排出しないエネルギーの総称です。自然エネルギーや、電気（電気自動車）、水素ガス等のエネルギーが含まれます。

#### < グリーン・ツーリズム >

「緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」というのが農水省の定義です。都市側には余暇活動のニーズや自然回帰志向があり、村側には地域おこしニーズがあり、双方のかけ橋になるのが、「グリーン・ツーリズム」です。地域資源（現存する豊かな自然や文化、施設など）や住人との交流を通じて、農村の価値や魅力を再発見し、本来の人間らしい生活・田舎暮らしに触れる、そんな旅です。グリーン・ツーリズムは、ヨーロッパ諸国で普及している都市住民が農村で展開する余暇活動を政府が「グリーン・ツーリズム」と名づけ、それを農村地域、とりわけ中山間地域の活性化の重要な手段の 1 つとして位置づけたこと（農水省「新しい食料・農業・農村政策の方向」1992 年 6 月）に始まり、日本では平成 7 年に農家民宿の整備を図る農山村漁村滞在型余暇促進法（略称）が施行され、グリーン・ツーリズムが政策的に推進されるようになりました。

#### < グループホーム（認知症対応型共同生活介護） >

介護が必要で認知症の状態にある方を、小グループが家庭的な環境で生活する施設（グループホーム）にお迎えし、入浴や排泄、食事等の介護、その他日常生活に必要なお世話と機能訓練などのサービスです。

#### < ケアハウス >

今は特に介護が必要ないけれど、一人暮らしで何か合ったときに不安というニーズに基づいた施設で、居住機能と福祉機能を併せ持つ住いである。食事、入浴、緊急時対応のサービスが受けられる。

#### < 合計特殊出生率 >

1 人の女性が生涯に出産する子供の数のことです。

合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産む子どもの数に相当します。

#### < 構造改革特区 >

地域や会社のアイデアをもとに、地域を限って、法律などによる厳しすぎる規制をゆるめたり、なくしたりして、地域を活性化させようとするものです。

経済特区は、実態に合わなくなった国の規制が、民間事業者の経済活動や地方公共団体の事業を妨げている中で、民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域（特区）を設けて、構造改革を進めることにより、経済の活性化を目的としています。

構造特区による経済活性化は、特定地域における構造改革の成功事例を示すことによって、全国的な規制改革へと波及させる「日本全体の経済活性化」を目標とするものと、地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創設により「地域の経済活性化」を目標とするものに大きく分類されます。

#### < 高度情報化 >

IT 技術を活用した、高度情報通信システムの社会構造をいいます。国は、情報技術を普及、発展させるための戦略的な取組みとして、平成 12 年 7 月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）」及び「IT 戦略会議」を設置し、同年 11 月には IT 基本戦略が策定され、これを受けて平成 13 年 1 月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」が施行されました。IT 基本法では、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」を「高度情報通信ネットワーク社会」と定義し

ています。

#### < コミュニティ : community >

一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。

#### < コミュニティビジネス : community business >

地域住民が主体となり、地域が抱える問題を、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を元気にする事業のことです。行動価値基準も、営利第一ではなく、地域社会のためになる事業を通じて、意義や意味を追求していくことにあり、事業規模については、「地域の中で顔の見える関係」が前提となり、「等身大のビジネス」とも言われています。

#### < コンポスト : > Composting >

コンポストは、家庭生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、粗大有機物（わら、もみがら、おが屑など）などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものの総称を指します。

## 【さ】

#### < 歯周病 >

歯と歯ぐきの境目や歯の根の表面についた歯垢（プラーク）などの中にひそんでいる歯周病菌により、その歯周病菌の出す毒素が、歯ぐきや歯を支えている骨を破壊しまう病気です。

#### < 自然エネルギー >

自然現象としてのエネルギーを取り出して利用するエネルギーで、いわゆる新エネルギーに含まれます。有限で枯渇性の石油・石炭などの化石燃料などとは対称的に資源枯渇のおそれがないという意味を込めて「再生可能エネルギー」とも呼ばれます。具体的には、太陽光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、温度差などを指します。

#### < 循環型社会 >

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会です。たとえば、ひとつのものを長く使うことによって、生

産や消費を抑え、ごみを減らし（リデュース）ます。また、不要になったものを必要な人に譲ったり、ボトルを詰め替え式で何度も利用するといった、再使用（リユース）も行なわれます。さらに、廃棄処分にする場合には分別をして、再生できるものは資源として再生利用（リサイクル）されます。このように、リデュース・リユース・リサイクルという「3つのR」が機能することによって、私たちは経済社会の中で資源の循環を実現することができ、それと同時に自然の循環を尊重することができるのです。循環型社会の推進にあたっては、循環型社会形成推進基本法が平成12年6月交付され、リサイクルに関する各種法律が施行されています。

#### < 省エネルギー >

1979年制定、経済産業省（一部は国土交通省）の所管。1997年の地球温暖化防止京都会議（COP3）を背景に1998年6月に改正され、1999年4月から施行された「省エネルギー法」が基本となり、その目的は、（1）工場・事業所、建築物、機械器具に具体的な基準を設けて、合理化（省エネルギー）を促進すること。（2）温暖化の原因とされる二酸化炭素の発生を抑制することです。

#### < 食育 >

この50年ほどの間に子どもたちを取り巻く地球環境は大きく変化し、いつでもどこでも好きな食べ物を食べることが出来るようになりました。しかし好きなものばかり食べていたのでは、自分の体を守ることは出来ません。食育とは、望ましい食生活がおくれる能力を幼児期から大人まで身につけることです。食育を通して伝えたいのは、毎日いただくものに対する感謝の気持ち、旬の食べ物から季節を感じる心、食を通じての文化等五感を通して感じる食の大切さです。

#### < 職場適応援助者（ジョブコーチ） >

平成14年度から、各都道府県の地域障害者職業センターにおいて、障がい者、事業主等の要請を受け個別に支援計画を作成した上で、ジョブコーチによる支援（事業主への支援・障がい者への支援・家族への支援・支援後のフォローアップ）を実施しています。ジョブコーチは、地域障害者職業センターに所属するジョブコーチ（配置型ジョブコーチ）と、地域の社会福祉法人・特定非営利活動法人等の協力機関に所属する

ジョブコーチ（協力機関型ジョブコーチ）による支援を実施しています。

ジョブコーチによる支援のポイントは、  
雇用の前後を問わず、必要なタイミングで支援を行います。

雇者が職場に適應できるようジョブコーチが職場に向いて直接的・専門的支援を行います。  
雇者自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、雇者の職場適應に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。

事業所の支援体制を整備し、雇者の職場定着を図ることが目的です。支援の主体を事業所の担当者に徐々に移行していきます。

#### <シルバーハウジング>

高齢者世帯が安心して快適に生活できる住まいで、安全性を配慮した設計や設備、市町村から生活援助員の派遣に加えて、近接福祉施設への通報システムも整備することで、高齢者の自立した暮らしを支援する住宅です。

#### <雇者小規模作業所・共同施設>

雇者に対し、通所により必要な作業訓練や社会適應訓練を行うことにより、精神雇者の社会復歸の促進を図ることを目的とする施設です。特に、雇者共同施設では、雇者授産施設があり、相当程度の作業能力を有する雇者に対して、自活できるように必要な訓練及び指導を行い、社会復歸の促進をはかるための施設で、通所による施設と入所による施設とがあります。

#### <新エネルギー>

「新エネルギー」は、1997年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義しています。新エネルギーは、大きく太陽光発電や風力発電などの「自然エネルギー」と汚泥や木屑、廃棄物等を利用する「リサイクルエネルギー」に大別されます。

#### <ストレス>

日常生活を送る中で外界からの刺激、外からの要求や変化、負担などにさらされた場合に、緊張や興奮が生まれ、あるいは不安に陥るなどといった心理的な反応や、鼓動が高まり、呼吸が速くなったり、手に汗をかくなどの生理的な反応が起こります。このような心理的な体験や生理的な反応をストレスと呼んでいます。

#### <生活習慣病：Life-style related diseases >

生活習慣病の定義は、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と規定され、インスリン非依存性糖尿病（成人型糖尿病）、肥満、高脂血症（家族性を除く）、高尿酸血症、循環器疾患（先天性を除く）、大腸癌（家族性を除く）、高血圧症、肺扁平上皮癌、慢性気管支炎、肺気腫、アルコール性肝障害、歯周病などが含まれるとされています。

#### <セクシャルハラスメント>

「セクシュアル・ハラスメント」とは、言葉、視覚及び行動等により、修学、就労、教育又は研究上の關係を利用し、本人が意図するか否かにかかわらず、その相手によって性的・不快な性的言動であると受け止められ、それによって相手に不快感、差別感、脅威・屈辱感、あるいは不利益をもたらす、相手方にとって修学、就労、教育又は研究のための環境を悪化させる行為（言動）をいう。

## 【た】

#### <ダイオキシン：PCDD>

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンを略して「ダイオキシン」と呼ばれる（「ジオキシン」の「ジ（Di-）」は、「ダイ（Di-）」とも発音されます。ときに、「ダイオキシン類」という表記がされることがある。これは、塩素を含む有機化合物等を焼却する際に発生する、狭義のダイオキシン（PCDDs）とよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するもので、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）やコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて呼ばれます。

#### < デジタルデバイド : digital divide >

情報格差の問題。 パソコンやインターネットなどの情報技術 (IT) を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差をいいます。

- ・ 情報技術 (IT) を利用する能力による格差 (コンピュータを使いこなす能力や情報機器の入手等)
- ・ アクセスする機会を持つものと持たないものとの格差 (IT に対応した通信技術の整備等)

個人間の格差の他に、国家間、地域間の格差を指す場合もあります。

#### < 短期入所生活介護 (ショートステイ) >

介護が必要な方を短期入所生活介護施設において、一定期間、入浴や排泄、食事等の介護、その他日常生活に必要なお世話と機能訓練などのサービスです。

#### < 地域ケアコーディネーター >

医療や福祉事業は、地域内で完結することが望ましいが、地域内に医療及び福祉施設のネットワークが構築され、効果的なサービスを受受するためには、患者を含めた当事者間の調整が必要となります。そのため、地域ケアコーディネーターは、地域完結型医療や福祉を実現するため、患者等の要望を聞きつつ、医療機関等の調整を図る役割を担います。

#### < 地域イントラネット >

地域情報の拠点となる市役所 (町・村役場) と、公民館、小・中学校間の情報通信ネットワークを構築することにより、遠隔行政相談、遠隔授業の実施や行政情報、福祉支援情報等の各種情報の提供などを行います。

また、地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、小・中学校、公民館、図書館、庁舎等の公共施設間を高速・超高速で接続します。

#### < 地球温暖化 >

地球は、二酸化炭素やメタンなどの「温室ガス効果」によって、適正な温度が保たれています。近年、経済活動の進展により、石油や石炭の消費が増大し、温室効果ガスが大量に大気中に排出されているため、温室効果が強まって地球の温度が上昇する現象をいいます。

#### < 治山・堰堤 (えんてい) >

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図る事業です。堰堤は、川の上流で発生する土石流を止めたり、土砂崩れで発生した土が下流に流れるのを防ぐために作ります。堰堤の効果は、川の勾配を階段状に変えることで勾配を緩くし土砂が一気に流れるのを防止します。

#### < 通所介護サービス >

事業者が管理運営する特定の施設に通って、その施設において、入浴および食事の提供 (これらに伴う介護も含む) 生活などに関する相談・助言・健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の世話。ならびに機能訓練を行うサービスです

#### < 低公害車 >

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇などの支援政策が展開されている。この他、LPG 車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがあります。

#### < 鳥インフルエンザ >

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれ、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のウイルスの感染症です。このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼びます。1878年にイタリアで初めて確認され、鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状をおこし、神経症状 (首曲がり、元気消失等) 呼吸器症状、消化器症状 (下痢、食欲減退等) 等が現れ、鳥類が大量に死亡することもまれではありません。発生頻度はそれほど高くありませんが、動物保健と畜産の分野で国際的に大きな影響を与えることから、OIE (国際獣疫事務所) において加盟各国には報告義務と問い合わせへの対応が課せられています。

一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」と呼び、高病原性の様な被害は報告されていません。

#### < トレーサビリティ : traceability >

「トレース (Trace: 足跡をたどる)」と「アビリティ (Ability: できること)」の合成語で、もともとは工業製品などの商品の履歴、所在を追跡する方法の概念です。これを食品に当てはめると、食品を購入するときに、いつ、どこで、誰によって、どのようにして作られたかをトレース (追跡) できるシステムのことを言います。農薬、肥料等の使用状況や播種、収穫日などの栽培経過を明確にするという目的があります。

#### < DV (ドメスティック・バイオレンス) >

配偶者やパートナーなどの親密な関係にあるものから、ふるわれる暴力のこと。親密な関係とは、配偶者だけでなく、同棲相手や恋人、婚約者、付き合っている男性、別れた配偶者や恋人などを言います。

## 【な】

#### < 認知症 >

痴呆 (症) の新しい名称。旧称に差別や偏見を助長するニュアンスがあるとして、2004 年 (平成 16) 12 月に厚生労働省の検討会からの報告を受け、行政用語の改称の方針を決めた。

#### < ニーズ : needs = need の複数形 >

必要。要求。要望。需要。

#### < ニュースポーツ >

ニュースポーツは、国内外を問わず最近生まれたスポーツ、諸外国で古くから行われていたが、最近我が国で普及したスポーツ、既存のスポーツ・成熟したスポーツのルール等を簡略化したスポーツを包含したものと考えられます。特徴としては技術の習得が容易なことからすぐにゲームを楽しむことができ、参加者の筋力や持久力の差がそのまま競技力に反映することなく年齢・性別を問わずに誰でも活動できることです。

#### < ネットワークシステム >

同一の目的や共通内容及び行動について、共有・相互利用する仕組み。組織・系列の連絡・通信網。

## 【は】

#### < B S E (牛海綿状脳症) >

牛の病気で、プリオンと呼ばれるタンパク質の異常が原因とされ、2 ~ 8 年の潜伏期間の後、脳の組織がスポンジ状になり、奇声、旋回などの行動異常、運動失調等の神経症状を示し、最終的には死にいたります。

#### < P F I 制度 : Private Finance Initiative >

P F I (民間資金等の活用による公共施設等の整備) 制度は、1980 年代後半のイギリスにおいて、民間資金やノウハウ等を活用して公共施設を整備したり、公共サービスを提供するために導入された手法です。我が国においては、平成 11 年 7 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法令 (P F I 法)」が制定され、平成 14 年 7 月現在で既に 52 件の P F I 事業が全国の自治体や国等において計画・実施されています。P F I では、民間の資金や技術的・経営ノウハウを積極的に活用して、効率的で質の高い行政サービスを達成することを目的としています。

#### < バイオマス >

新エネルギーには、供給サイドの面から「自然エネルギー」と「リサイクルエネルギー」があります。リサイクルエネルギー (再生可能エネルギー) の廃棄物は、パルプ製造工程の際出る「黒液」, 「廃材」, 「バイオガス」, 「木屑」, 「汚泥」, 「糞尿」があり、これらを総称してバイオマスといいます。なお、バイオマスエネルギーとしては、発電、熱利用、燃料製造 (ガス含む) があります。

#### < バランスシート >

地方公共団体のバランスシートは、道路、公園、住宅、学校、土地、現金などの資産、地方債残高などの負債及び正味財産のストック面の財務状況を明らかにするものです。

#### < バリアフリー >

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去するという意味で、昭和 49

年(1974年)に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したところから、この言葉が使用されるようになりました。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。一般的に「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「文化・情報面でのバリア」、「意識上のバリア」の4つのバリアがあるといわれています。

#### <ブランド：a brand>

商標、銘柄。「加美ブランド」：加美町の独自性や品質の優良性が求められ、加美町産の商品が消費者に商標及び銘柄として認知される。

#### <農業ヘルパー制度>

酪農経営を行っている人が、休暇を取るために、乳牛の搾乳や飼料給与等を代わりに行う制度を酪農ヘルパーといいます。これを、農業全般についても準用する考え方。

#### <ベンチャー(venture)企業>

新規事業への挑戦を行う若い企業で、商品、サービス、あるいは研究・開発能力を集約的に発揮し、新規技術開発・情報処理などに新規性があり、さらに事業の独立性、社会性、国際性や高い志と成長意欲の強い企業専門家・技術者たちが何人が集まって行う創造的企業。

#### <ボーダレス化>

国境を越えた企業活動の拡大等より、国内経済と国際経済の垣根が低くなることで、国際的な競争が活発化する状況。

#### <訪問介護サービス>

「訪問介護サービス」とは、「ホームヘルパー」が各家庭を訪問して家事や介護をすること。掃除、買い物、調理、洗濯などの「家事サービス」と、食事、排せつ、入浴、清拭、通院における介護などの「身体介護サービス」、「家事サービス」と「身体介護サービス」とを合わせた「複合型(折衷型)サービス」が訪問介護サービスです。

#### <ボランティア通貨>

本来無償の行為とされているボランティアを、その活動時間を単位として数値化し、その価値を将来交換できるように蓄積・管理していくものです。つまり、そこで時間単位に計数され蓄積され管理されるボランティア行為の価値(社会的労働価値)は、原則として、すべてが本来ならボランティアの胸の内で満足感(使命感や正義感、達成感)として消費される無償の余剰価値ということになります。地域通貨が通常の通貨に準じてモノやサービスに対して機能するものとすれば、ボランティア通貨はその名前に象徴させるように、比較として行為(活動)自体を取引するものと考えられます。

## 【ま】

#### <メンタルケア>

心的・精神的な面での世話、治療やサポート等。

## 【や】

#### <UJターン>

- ・Uターン 出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ることに。
- ・Jターン 出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。
- ・Iターン 出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

#### <ユニバーサルデザイン>

「全ての年齢や能力の人々に対し、可能な限り、最大限に使いやすい製品、建物、環境等をデザインすること」で以下のユニバーサルデザインの7原則があげられている。

- ・誰にでも公平に使用できること(自動ドア、高さの調整できる座席)
- ・使う上で自由度が高いこと(左右どちらでも使えるはさみ)
- ・簡単で直感的にわかる使用方法となっていること(絵による説明、動く歩道)
- ・必要な情報がすぐ理解できること(駅のサイン、温度操作盤)
- ・うっかりエラーや危険につながらないデザイン、

まちがっても大きな損害につながらないこと（どちら向きでもつかえる車のキー、ガス漏れ防止のコンロ）

- ・無理な姿勢や強い力がいらず、楽に使用できること（ドアのレバーハンドル、タッチセンサー）
- ・接近しても使えるような寸法、空間となっていること（車椅子が近づけるローカウンター、広い改札口）

#### <要支援者>

介護サービスを受ける為の認定者です。その基準は、要介護状態（身体上又は精神上の障がいがある、入浴、排泄、食事等の日常生活においての基本的な動作の全部又は一部について、常時介護を要すると見込まれる状態。）にある65歳以上の方、及び要介護状態にある40歳以上65歳未満の方で、要介護状態になった原因が、政令で定めた特定疾病（初老期認知症または脳血管障害等、加齢に伴う疾病として政令に認められたもの）で生じたものであることとなっています。

#### <要介護者>

介護サービスを受ける為の認定者です。その基準は、要支援状態（要介護状態には該当せず、身体上又は精神上の障がいがある、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態（虚弱状態））にある65歳以上の方、及び要支援状態にある40歳以上65歳未満の方で、要介護状態になった原因が、政令で定めた特定疾病で生じたものであることとなっています。

## 【5】

#### <ライフスタイル：a life-style >

生活様式。特に、趣味・交際等を含めた、その人の個性を表すような生き方。

#### <ライフステージ>

人生の各生活段階で「年代」、「人生の節目」のことをいいますが、各年代や人生の節目は、それぞれ独立しているわけではありません。年代では、乳幼児期、児童期、思春期、青年期、壮年期、老年期があげられ、人生の節目としては、出生、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職（引退）などがあります。

#### <リアルタイム：real time >

現実の事態と同時に進行すること。実時間。即時処

理。

#### <リサイクル（システム）>

リサイクルは、循環型社会を形成する上で、不用品や産業廃棄物（ごみ）を資源として再び利用することで「再利用」や「再資源化」と概ね同じ意味になります。リサイクルは、3つのRで構成され、廃棄物（ごみ）の発生を抑制する「リデュース（Reduce）」、製品を繰り返し使用する（＝再利用）「リユース（Reuse）」、原料に戻して形を変えたりして再生する「リサイクル（Recycle、再資源化）」です。また、循環型社会の推進に必要なリサイクルシステムは、3つのRの連携です。

#### <リサイクル法>

循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）において、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律で、リサイクルの促進関係は、8つの法律が施行されています。

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（改正リサイクル法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン調達法）
- ・容器包装にかかわる分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・食品循環資源の再生利用等に関する法律（食品リサイクル法）
- ・家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法（家畜排泄物法、適化法）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

#### <リハビリテーション：rehabilitation >

「リハビリテーション」とは、re(再び)habilitation(適応する)という意味で、医療では、傷病者や肢体不自由者（児）などの機能回復後の社会復帰を意味し、1910年以降、医学的・職業的・教育的・社会的リハビリテーションの理念が提唱され、現在ではそれらの立場から、患者、障がい者（児）に対する全人的アプローチを目的としています。

---

#### 【参考文献】

- ・ 広辞苑第4版
- ・ Microsoft Bookshelf Basic Version 3.0
- ・ 老人ホーム用語集
- ・ 日英西情報技術用語辞典
- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ その他関連HP等（国土交通省、気象庁、資源エネルギー庁、国立環境研究所、公正取引委員会、日本有料老人ホーム紹介センター、国立環境研究所、宮城県、仙台市 等）

# 加美町総合計画

2005 - 2014

---

平成17年12月発行

発行 / 宮城県加美町

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

TEL 0229-63-3111 FAX 0229-63-2037

URL / <http://www.town.kami.miyagi.jp/>

E-mail / [kikakuzaisei@town.kami.miyagi.jp](mailto:kikakuzaisei@town.kami.miyagi.jp)

編集 / 加美町企画財政課

印刷 / 有限会社中村印刷

---



# 加美町総合計画

---

## 基本構想 基本計画

宮城県加美町

R100

大豆配合率100%  
白色度70%未満を基準としています



この印刷物の印刷には、大豆由来の大豆インクを使用しています。